

生駒市条例第15号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年9月10日

生駒市長 小 紫 雅 史

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(昭和27年1月生駒市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第16条第2号」を「第16条第1号」に改める。

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第15条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削り、同条第3号及び第4号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第16条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第18条第5項中「定が」を「定めが」に改め、同条第7項中「当該各項に」を「、これらの規定に」に改め、「、若しくは地方公務員法第16条第1号

に該当して同法第 28 条第 4 項の規定により失職し」を削り、「第 15 条第 1 項の」を「同項の」に、「当該各項の」を「それぞれ第 2 項、第 3 項又は前項の規定の」に改める。

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 3 条 生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和 47 年 10 月生駒市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 2 号中「（同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）」を削る。

(生駒市職員の旅費支給条例の一部改正)

第 4 条 生駒市職員の旅費支給条例（平成 2 年 6 月生駒市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「1 に」を「いずれかに」に改め、同条第 3 項中「（第 1 号及び第 3 号を除く。）」を削り、「第 29 条各号」を「第 29 条第 1 項各号」に、「場合には」を「ときは」に改め、同条第 6 項中「第 4 項」を「前 2 項」に改める。

(生駒市下水道条例の一部改正)

第 5 条 生駒市下水道条例（昭和 59 年 4 月生駒市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を削る。

(生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 6 条 生駒市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 43 年 2 月生駒市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項第 2 号中「（同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）」を削る。

(生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第7条 生駒市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和42年10月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に、「処せられ」を「処せられ、」に改め、同号を同条第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に、「受け」を「受け、」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第2号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。